

# 身体障害者手帳の交付申請について

身体障害者として各種サービスを受けるためには、身体障害者手帳の交付手続きが必要となります。

## 【申請に必要な書類】

1. **申請書**・・・1通（用紙は役場窓口（④福祉係）にあります。）
2. **診断書**・・・1通（用紙は役場窓口（④福祉係）にあります。）

※身体障害者福祉法の規定により、知事の指定する医師の診断書が必要です。

診断書は、障害の種類により次のように様式が異なりますので、医師の指示を受けて、その旨申し出てください。

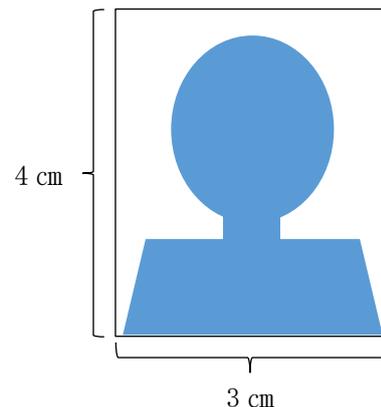
### 〈診断書の種類〉

- ◆視覚障害用 … 視力障害、視野障害
- ◆聴覚、平衡、音声、言語 … 聴覚・平均機能障害、音声機能・  
又はそしゃく機能障害用 … 言語機能障害、そしゃく機能障害
- ◆肢体不自由用 … **上肢不自由**（一上肢の機能障害、肩関節の機能障害、  
肘関節の機能障害、手関節の機能障害、手指の機能障害）  
**下肢不自由**（一下肢の機能障害、股関節の機能障害、  
膝関節の機能障害、足関節の機能障害、足指の機能障害、  
下肢の短縮、切断）**体幹不自由**
- ◆心臓機能障害用 … 心不全症状、狭心症症状、人工ペースメーカー装着、  
人工弁移植、弁置換
- ◆じん臓機能障害用 … じん臓機能障害
- ◆呼吸器機能障害用 … 呼吸困難、呼吸障害
- ◆ぼうこう又は直腸機能障害用 … 尿路変更（便）、回腸人工肛門、  
上行・横行結腸人工肛門ストマ造設
- ◆小腸機能障害 … 小腸機能障害、小腸切除、小腸切断
- ◆脳原性運動機能障害 … 上肢の機能障害、移動機能障害

3. **写真**・・・1枚

※申請の日から1年以内に撮影されたもので、  
本人と認識可能なもの（スナップ写真可）。

※マスク、帽子、サングラス、ポラロイド写真、  
台紙がプラスチック製のものは不可。



4. **マイナンバーカード及び本人確認書類**